三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県一関市厳美町字田代一の四・一の六七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の六八、字山口九〇の七〇（次の図に示す部分に限る。）、九〇の一三一、九〇の一三五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字田代一の四、一の六七、一の六八、字山口九〇の一三一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
浜松市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県大津市伊香立上龍華町字東橋詰五五〇、字脇谷五五七の二、字平谷六六八の一、六六九の一、字滝ヶ上六七〇の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県大津市伊香立上龍華町字丸山六七一、字高庭六二三、六二四、字滝ヶ上六七〇、六七〇の一、字滝ヶ谷六一四、六一七、六二〇、六二一、字平谷六六二、六六七から六六九まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸山六七一・字平谷六六七から六六九まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県大津市木戸字打見谷一五四五の二・一五四五の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字打見谷一五四五の五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第四百九十号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三条の規定に基づき、マンションの管理の適正化に関する指針の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条の規定に基づき、公表する。

平成二十八年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

マンションの管理の適正化に関する指針の一部を改正する告示

マンションの管理の適正化に関する指針（平成十三年国土交通省告示第千二百八十八号）の一部を次のように改正する。

前文中「定めるものである。」の次に次のように加える。

また、マンションにおけるコミュニティ形成は、日常的なトラブルの防止や防災減災、防犯などの観点から重要なものであり、管理組合においても、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが望ましい。

一中4を5とし、3の次に次のように加える。

4　さらに、マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。